

令和8年定例会 防災県土整備企業常任委員会 所管事項説明資料

【経営関係】

- 1 令和8年度の組織体制について 2
- 2 令和8年度当初予算のポイント・主要事業 4
- 3 令和7年度決算見込額の概要について 7

【事業関係】

- 1 水道用水供給事業 10
- 2 工業用水道事業 20
- 3 各事業の展開を支える取組 27

〔資料〕

- 企業庁事務分掌（本庁） 30

〔別冊〕

- 令和8年度三重県企業庁事業概要「水の恵み」
- 三重県企業庁紹介パンフレット

令和8年5月22日

企業庁

【経営関係】

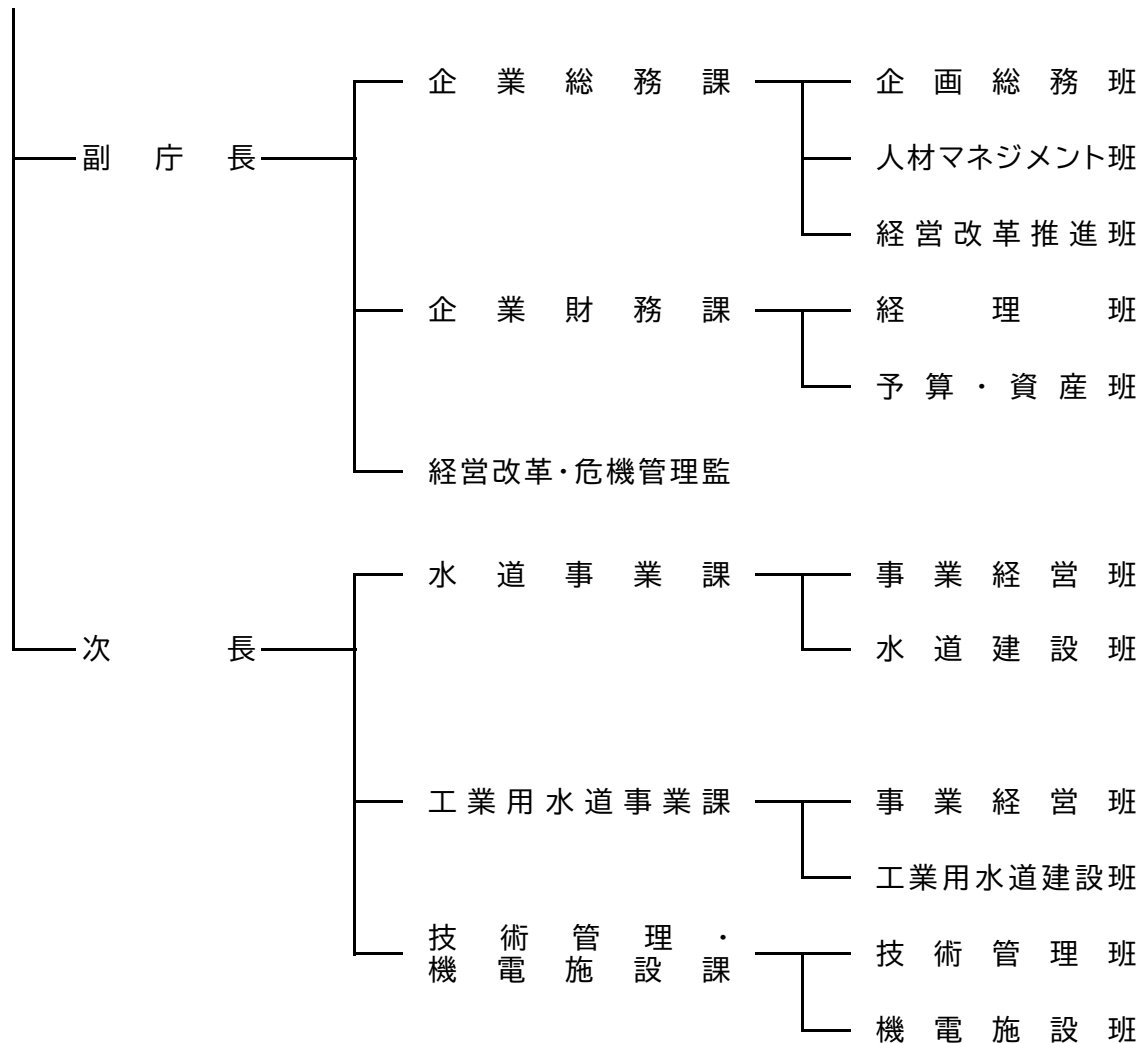
1 令和8年度の組織体制について

(1)組織図(5課4事業所)

(令和8年4月1日現在)

① 本 庁

企 業 庁 長〔公営企業管理者〕



(2)職員数

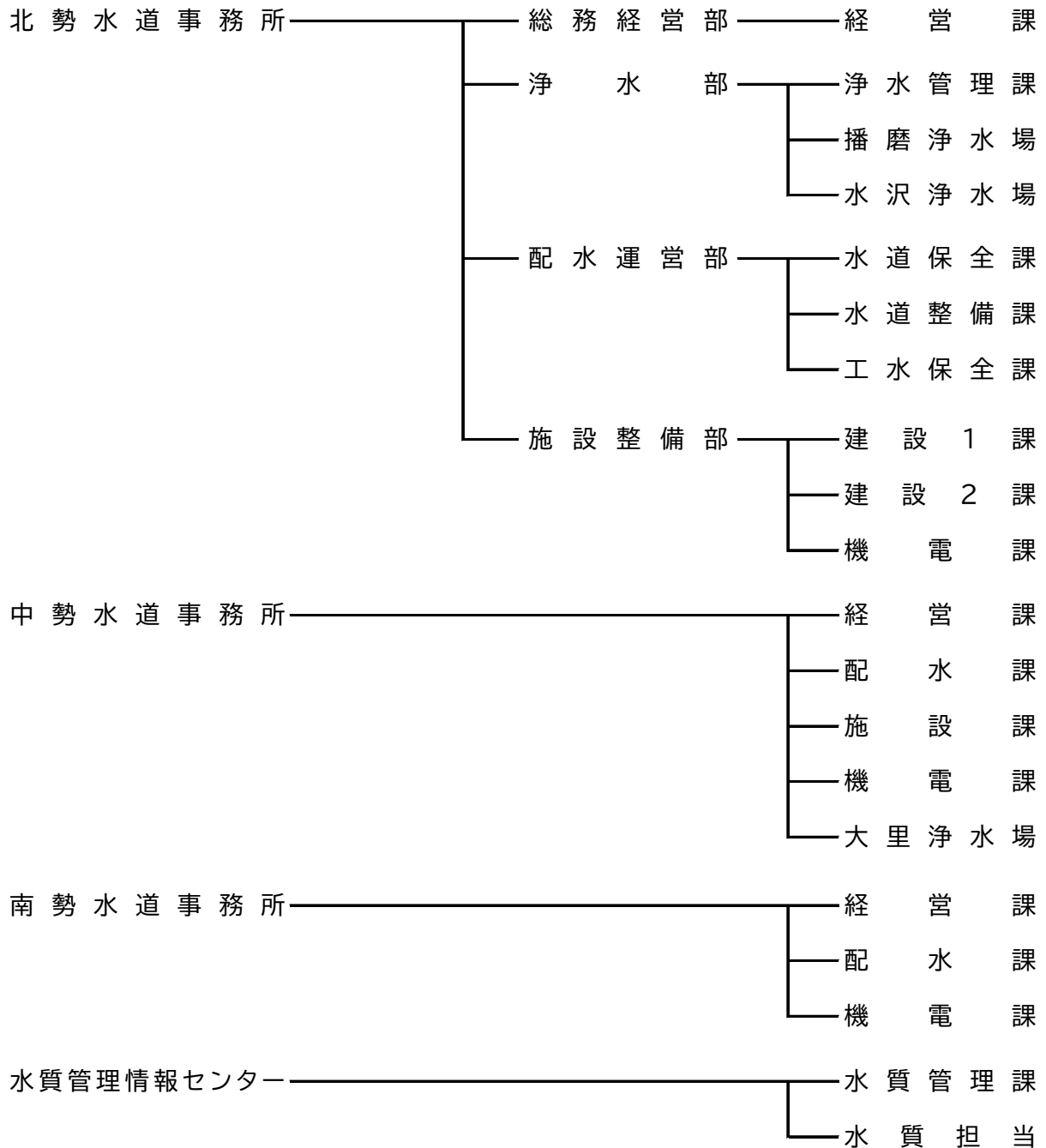
① 本 庁

区 分	職員数
副 庁 長 ・ 次 長 ・ 経営改革・危機管理監	3
企 業 総 務 課	13
企 業 財 務 課	11
水 道 事 業 課	9
工 業 用 水 道 事 業 課	8
技 術 管 理 ・ 機 電 施 設 課	7
小 計	51

② 事業所

区 分	職員数
北 勢 水 道 事 務 所	62
中 勢 水 道 事 務 所	28
南 勢 水 道 事 務 所	17
水 質 管 理 情 報 セ ン タ ー	11
小 計	118
合 計 ^{①+②}	169

② 事業所



(3)職員数の推移

	令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	人数	増減	人数	増減	人数	増減	人数	増減	人数	増減
本庁	61	3	53	△8	51	△2	51	0	51	0
事業所	119	△1	120	1	117	△3	117	0	118	1
計	180	2	173	△7	168	△5	168	0	169	1

2 令和8年度当初予算のポイント・主要事業

(1) 予算調製にあたっての基本的な考え方

企業庁では、県民の日常生活や経済活動に欠くことのできない水道用水及び工業用水を供給することで、県民のくらしの安全・安心の確保や地域経済の発展に貢献するため、効率的かつ効果的な企業経営をめざして経営改革を推進し、経営基盤の強化に取り組むとともに、三重県企業庁経営計画に基づき、事業運営を行っています。

令和8年度当初予算については、経営計画の最終年度として、目標達成に向けて取組を的確に進めていくことを基本におき、物価高騰や施設の更新需要の増大等、引き続き経営環境が厳しい中においても、将来、発生が予想される南海トラフ地震等の大規模地震や、昨今、全国各地で頻発している自然災害に備え、より一層の耐震化や老朽化対策、風水害対策など施設の改良や更新を着実に進めます。

(2) 主な重点項目

強靱な水道及び工業用水道の構築 予算額 15,808,090 千円

(16,534,387 千円 ※R7 年度 2 月補正予算含みベース)

大規模地震などによる被災を最小限にとどめられるよう、施設等の耐震化をより一層進めるとともに、将来にわたり水道用水及び工業用水を安定して供給できるよう、老朽化対策等に取り組み、強靱な水道及び工業用水道の構築をめざします。

ア 水道施設改良事業 予算額 8,994,100 千円

(9,720,397 千円 ※R7 年度 2 月補正予算含みベース)

水道用水を安定的に供給できるよう、北中勢及び南勢志摩水道用水供給事業において、耐震化や老朽化対策など施設の改良や更新を計画的に行うとともに、北中勢水道用水供給事業にかかる取水・導水施設の整備を進めます。

(ア) 耐震化 1,488,456 千円

(1,817,136 千円 ※R7 年度 2 月補正予算含みベース)

・内径 400 耗送水管布設替工事 (桑名市) 他

(イ) 老朽化対策 3,101,673 千円

・高野浄水場受変電及びポンプ電気設備改良工事 (津市) 他

(ウ) その他 (配水運用の強化・風水害対策など) 4,403,971 千円

(4,801,588 千円 ※R7 年度 2 月補正予算含みベース)

・長島導水ポンプ所非常用発電設備設置工事 (桑名市) 他

イ 工業用水道施設改良事業

予算額 6,813,990 千円

工業用水を安定的に供給できるよう、北伊勢、中伊勢及び松阪工業用水道事業において、耐震化や老朽化対策など施設の改良や更新を計画的に行います。

- (ア) 耐震化 674,300 千円
 - ・新屋敷取水所配水池築造工事（松阪市） 他
- (イ) 老朽化対策 4,153,435 千円
 - ・内径 1800 耗制水弁設置工事（四日市市） 他
- (ウ) その他（配水運用の強化・風水害対策など） 1,986,255 千円
 - ・内径 1200 耗配水管推進工事（四日市市） 他

(3) 令和8年度当初予算 会計別総括表

【水道事業会計】

(単位: 千円)

	項目	令和7年度 (a)	令和8年度 (b)	増減 (b)-(a)	前年度比 (b)/(a)
収益的 収支	収益的収入 (A)	9,821,381	9,799,462	△21,919	99.8%
	収益的支出 (B)	10,316,319	10,448,204	131,885	101.3%
	収益的収支差 (A)-(B)	△494,938	△648,742	△153,804	131.1%
	純損益 (税抜き)	△815,733	△934,873	△119,140	114.6%
資本的 収支	資本的収入 (C)	(4,079,292)	(5,758,859)	(1,679,567)	(141.2%)
	資本的支出 (D)	3,265,020	5,544,150	2,279,130	169.8%
	資本的収支差 (C)-(D)	(12,808,882)	(10,954,892)	(△1,853,990)	(85.5%)
		10,366,066	10,228,595	△137,471	98.7%
	(△8,729,590)	(△5,196,033)	(3,533,557)	(59.5%)	
	△7,101,046	△4,684,445	2,416,601	66.0%	

※資本的収支の上段括弧書きの額は、国の補正予算に係る前年度2月補正予算含みの予算額です。

【工業用水道事業会計】

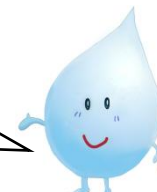
(単位: 千円)

	項目	令和7年度 (a)	令和8年度 (b)	増減 (b)-(a)	前年度比 (b)/(a)
収益的 収支	収益的収入 (A)	6,139,955	7,211,275	1,071,320	117.4%
	収益的支出 (B)	6,652,494	6,806,754	154,260	102.3%
	収益的収支差 (A)-(B)	△512,539	404,521	917,060	—
	純損益 (税抜き)	△700,868	129,651	830,519	—
資本的 収支	資本的収入 (C)	2,770,476	3,559,137	788,661	128.5%
	資本的支出 (D)	7,816,192	8,489,655	673,463	108.6%
	資本的収支差 (C)-(D)	△5,045,716	△4,930,518	115,198	97.7%

強靱な水道及び工業用水道の構築 予算額 16,534,387 千円

大規模地震などによる被災を最小限にとどめられるよう、施設等の耐震化をより一層進めるとともに、将来にわたり水道用水及び工業用水を安定して供給できるよう、老朽化対策等に取り組み、強靱な水道及び工業用水道の構築をめざします。

水でくらしを支えます！



企業庁マスコットキャラクター『みずたまくん』

耐震化

予算額 2,491,436 千円

水道 1,817,136 千円

工水 674,300 千円

南海トラフ地震などの大規模地震が発生した場合にも、被災を最小限にとどめることができるよう、主要施設等の耐震化を進めます。

【主な工事等】

- ・水道：内径 400 耗送水管布設替工事（桑名市）
- ・工水：新屋敷取水所配水池築造工事（松阪市）

建設予定の配水池（既存）



老朽化対策

予算額 7,255,108 千円

水道 3,101,673 千円

工水 4,153,435 千円

将来にわたり水道用水及び工業用水を安定して供給できるよう、主要施設等の老朽化対策を進めます。

【主な工事等】

- ・水道：高野浄水場受変電及びポンプ電気設備改良工事（津市）
- ・工水：内径 1800 耗制水弁設置工事（四日市市）

制水弁設置工事の施工例



その他（配水運用の強化など）

予算額 6,787,843 千円

水道 4,801,588 千円

工水 1,986,255 千円

県が策定した整備計画に基づき、水道事業において取水・導水施設の整備等を実施するとともに、施設の風水害対策を進めます。

【主な工事等】

- ・水道：長島導水ポンプ所非常用発電設備設置工事（桑名市）
- ・工水：内径 1200 耗配水管推進工事（四日市市）

非常用発電設備設置工事の施工例



健全な事業運営の持続に向けて

●業務効率化

- ・AI・IoT 技術を活用した取組（各種センサーによる設備保守の高度化等）予算額 9,846 千円

●次期経営計画の策定

令和 9 年度からの新たな経営の方向性を示す次期経営計画の策定にも取り組んでいきます。

配水管推進工事の施工例



※下線部は R7 年度 2 月補正含みベース

3 令和7年度決算見込額の概要について

(1) 損益計算書及び貸借対照表（令和7年度決算見込額）

ア 損益計算書

損益計算書は、水道、工業用水道事業に係る令和7年度の収益、費用及び損益の状況を示したもので、各事業の1年間の経営成績を表しています。

収益の主なものは営業収益で、水の供給に伴う料金収入等です。

費用の主なものは営業費用で、施設の維持管理費や減価償却費等であり、これら費用の増加により両事業とも純損失（赤字）となる見込みです。

（単位：百万円・%、税抜）

	水道事業			工業用水道事業		
	令和6年度	令和7年度	前年度比	令和6年度	令和7年度	前年度比
営業収益	8,053	8,228	102.2	5,371	5,319	99.0
営業費用	9,054	9,342	103.2	5,876	5,987	101.9
営業損益	△1,000	△1,113	111.3	△505	△668	132.2
営業外収益	988	938	95.0	362	388	107.1
営業外費用	230	151	65.6	167	191	114.3
経常損益	△242	△326	134.4	△310	△471	152.0
特別利益	33	-	皆減	136	-	皆減
特別損失	-	-	-	-	-	-
純損益	△209	△326	155.9	△173	△471	271.6
前年度繰越利益剰余金等	72	△137	-	167	△6	-
当年度未処分利益剰余金	△137	△463	338.0	△6	△477	7,772.0

イ 貸借対照表

貸借対照表は、各事業の令和7年度末の資産と負債及び資本の状況を示したもので、決算日時点における財政状態を表しています。

資産は、施設等の固定資産と預金等の流動資産で構成されます。固定資産の主なものは管路や浄水場等の有形固定資産、ダム使用権等の無形固定資産です。

負債は、企業債や引当金等の固定負債、企業債（1年以内償還分）や未払金等の流動負債、国庫補助金等の繰延収益で構成されます。

資本は、資本金と剰余金で構成されます。

（単位：百万円・%、税抜）

	水道事業			工業用水道事業		
	令和6年度	令和7年度	前年度比	令和6年度	令和7年度	前年度比
固定資産	116,108	117,486	101.2	114,932	116,846	101.7
流動資産	9,780	8,478	86.7	7,183	6,154	85.7
資産合計	125,888	125,965	100.1	122,115	123,000	100.7
固定負債	10,362	10,125	97.7	25,303	26,226	103.6
流動負債	3,010	3,083	102.4	1,834	2,191	119.4
繰延収益	20,007	19,894	99.4	16,068	15,843	98.6
負債合計	33,378	33,101	99.2	43,206	44,260	102.4
資本金	91,778	92,457	100.7	77,687	77,988	100.4
剰余金	732	406	55.5	1,223	752	61.5
資本合計	92,510	92,863	100.4	78,909	78,740	99.8
負債・資本合計	125,888	125,965	100.1	122,115	123,000	100.7

※上記ア、イとも四捨五入の関係で、合計が合わない場合があります。

(2) 長期債務（企業債）残高の状況

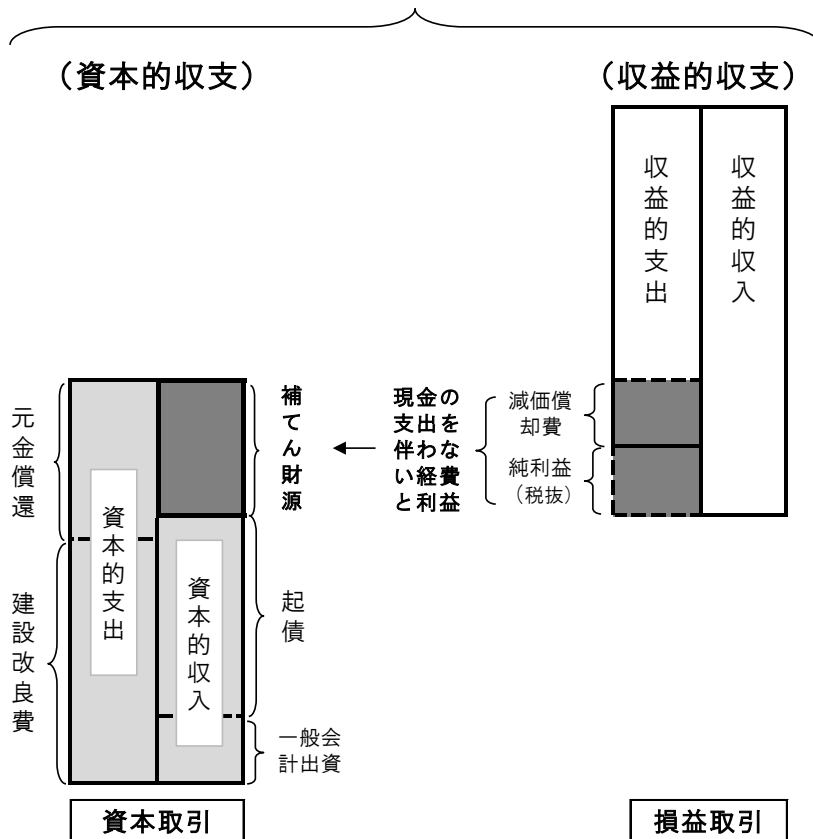
(単位：百万円)

		令和6年度末 残高 (A)	令和7年度末 残高 (B)	増減額 (B) - (A)
水道	元金	7,186	6,964	△221
	利息	896	1,051	155
	計	8,082	8,015	△66
工業用水道	元金	21,189	22,333	1,144
	利息	2,060	2,993	933
	計	23,249	25,326	2,077
合計	元金	28,374	29,297	923
	利息	2,956	4,044	1,088
	計	31,331	33,341	2,011

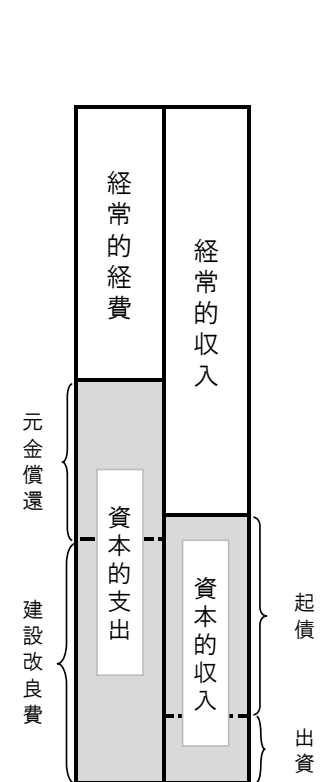
※百万円未満四捨五入のため、合計が合わない場合があります。

(参考) 公営企業予算と官公庁予算

【公営企業会計のイメージ】



【一般会計のイメージ】



【事業関係】

1 水道用水供給事業

(1) 運営状況

本県の水道用水供給事業は、水源確保や行政区域を越えた施設整備の必要性から、昭和43年に志摩水道用水供給事業の給水を開始して以来、中勢水道用水供給事業、北勢水道用水供給事業、南勢水道用水供給事業の給水を順次開始しました。

その後、事業統合や拡張事業を順次実施し、市水道事業への一元化を経て、現在は、北中勢水道用水供給事業、南勢志摩水道用水供給事業の2事業を運営しており、県内18市町に水道用水を供給しています。

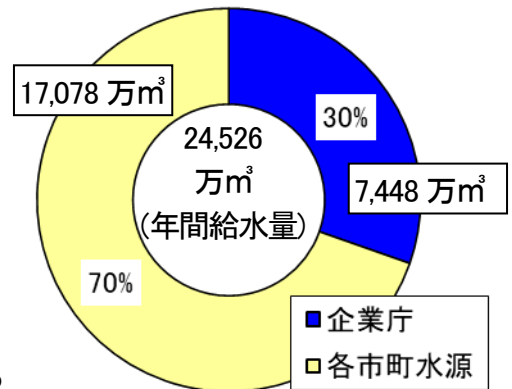
令和8年4月1日現在の給水能力は、一日あたり429,366m³となっています。

令和6年度の企業庁の給水量は7,448万m³で、県全体の給水量2億4,526万m³(注)の30%を占めています。

(令和7年度の企業庁の給水量は7,896万m³)

(注) 令和6年度三重県の水道概況(三重県環境生活部大気・水環境課 令和8年3月)より

県内水道の給水量に
企業庁の水が占める割合
(令和6年度実績)



(2) 料金

本県の水道料金は、基本料金と使用料金からなる2部料金制を採用しています。

基本料金・「基本水量」に「基本料金の料率 (円/m³・月)」を乗じて得た金額
使用料金・「使用水量」に「使用料金の料率 (円/m³)」を乗じて得た金額

※詳細は、参考「水道料金(水道用水料金)の算定方法と総括原価方式」を参照(P17)

現在の水道料金は、令和6年度の見直しの結果、以下のとおりとなっており、受水市町の皆様と協議してまいります。

- 令和7～8年度の2年間は、現行料金(令和2年4月改定)のまま据え置き、引き続き、受水市町と丁寧に協議を行います。
- 令和8年度には、令和6～7年度の決算を踏まえ、改めて収支見通しを作成し、令和9年度以降の料金の見直しを協議し、決定します。

料金表(令和8年4月1日現在)

事業名	北中勢水道用水供給事業				中勢系	南勢志摩水道用水供給事業
	北勢系 木曾川水系	北勢系 三重水系	北勢系長良川水系			
			亀山市以外	亀山市		
基本料金の料率 (円/m ³ ・月)	700	1,710	2,230	2,430	960	780
使用料金の料率 (円/m ³)	39					

※ 料金算定期間：令和2年度～令和6年度(令和7年度～令和8年度に適用)

水道事業の概要【営業関係】

(令和8年4月1日現在)

事業名	水源 ＜浄水場＞	給水対象市町及び基本水量 (m ³ /日)	給水能力 (m ³ /日)	給水開始 年月日
北中勢水道用水供給事業	北勢系 木曾川水系	木曾川総合用水 (岩屋ダム) ＜播磨＞ 四日市市 36,200 木曾岬町 2,800 桑名市 24,300 朝日町 1,200 鈴鹿市 10,000 川越町 5,800 計 80,300	80,300	一部給水: S52.3.28 全部給水: S54.4.1
	北勢系 三重水系	三重用水 ＜水沢＞ 四日市市 41,800 鈴鹿市 6,600 菟野町 2,600 計 51,000	51,000	一部給水: H3.4.1 全部給水: H8.4.1
	北勢系 長良川水系	長良川 (長良川河口堰) ＜播磨＞ 四日市市 2,200 木曾岬町 2,000 桑名市 1,100 菟野町 700 鈴鹿市 2,200 朝日町 1,000 亀山市 7,400 川越町 1,400 計 18,000	18,000	一部給水: H13.4.1 一部給水: H21.7.1 全部給水: H23.4.1
	中勢系 雲出川水系	雲出川 (君ヶ野ダム) ＜高野＞ 津市 76,916 松阪市 4,500 計 81,416	81,416	創設: S46.6.4 一次拡張: S56.4.1
	中勢系 長良川水系	長良川 (長良川河口堰) ＜大里＞ 津市 50,500 松阪市 8,300 計 58,800	58,800	全部給水: H10.4.1
南勢志摩水道用水供給事業	榑田川 (蓮ダム) ＜多気＞ 伊勢市 37,300 明和町 2,800 松阪市 61,000 大台町 1,700 鳥羽市 20,000 玉城町 500 志摩市 10,000 度会町 500 多気町 6,050 計 139,850	139,850	一部給水: S62.5.1 全部給水: H27.4.1	
合計		18市町	429,366	

水道事業の概要【確保水源】

(令和8年4月1日現在)

水源	計画給水量 (m ³ /日)	工期	事業費	備考
長良川 (長良川河口堰)	151,200	昭和43～ 平成6年度	78.2億円	水源施設は完了 (水資源機構管理)
榑田川 (蓮ダム)	20,850	昭和46～ 平成3年度	36.1億円	水源施設は完了 (国土交通省管理)
合計	172,050		114.3億円	

※事業費は、事業化分を除いた確保水源としての水道負担額

(3) 経営目標

「三重県企業庁経営計画」では、事業を取り巻く環境変化を的確にとらえ、将来にわたって県民のくらしの安全・安心の確保や地域経済の発展に貢献していくよう、次の経営目標を設定し、取組を推進していくこととしています。

ア 安全でおいしい水の供給

年間を通して水質基準に適合した水道水を供給するため、水源から分水（市町受水地点）までの一貫した水質管理を徹底するとともに、安全性やにおいなどに関する県民のニーズもふまえた安全でおいしい水の供給をめざします。

イ 強靱な水道の構築

南海トラフ地震など大規模地震が発生した場合にも被災を最小限にとどめることができるよう、主要施設等の耐震化を進めるとともに、水道用水を安定して供給できる状態を維持するため、経年劣化した設備の更新などの老朽化対策に加え、風水害対策に取り組み、強靱な水道の構築をめざします。

ウ 健全な事業運営の持続

水道用水は県民生活にとって必要不可欠なものであることから、社会環境等の変化に柔軟に対応し、健全かつ安定した事業運営の持続をめざします。

(4) 経営目標達成に向けた取組

ア 安全でおいしい水の供給

精度の高い水質検査を行うとともに、その結果を浄水処理工程にフィードバックすることで適切な薬品注入量を決定するなど、きめ細かな浄水処理を実施し、水質基準を遵守します。

なお、健康等に影響を及ぼす可能性が指摘されているPFOS・PFOAについては、令和8年度から水質基準に位置付けられました。当庁では令和2年度より検査を実施してきており、引き続き、安全性の確保のため検査に取り組みます。

さらに、県民の水道に対するニーズに対応し、「安全性」、「味やにおい」の観点から総トリハロメタン、カビ臭物質及び臭気強度について、国が定める水道水質基準等より高いレベルの管理目標値を設定し、水質管理を強化します。

イ 強靱な水道の構築

(ア) 耐震化

a 応急復旧期間の目標

平成27年6月に国から公表された「水道の耐震化計画等策定指針」に基づき、受水市町の応急復旧作業に必要な用水を供給するため、被災後の応急復旧期間の目標を「5日以内」としています。

b 主要施設

浄水場の浄水処理施設については、耐震診断の結果、高野浄水場（津市）の6施設の耐震化が必要となっています。このため、令和2年度から同施設の耐震化を実施しており、全5浄水場の49施設すべての耐震化を令和7年度で完了しています。

災害発生時に応急給水活動の拠点となる調整池などの耐震化を進めることとしており、調整池については、令和8年度までに全14池のうち12池の耐震化を図ることを目標としています。



耐震補強工事を実施した高野浄水場（津市）



急速ろ過池流入渠 底版増し厚の施工状況

c 管路

管路については、総延長約430kmのうち、耐震適合性のない管路約160kmを耐震化の対象とし、特に液状化が想定される地域に埋設されている被害率の高い管路など約23.9kmと布設後40年以上を経過した管路約10.2kmをあわせた約34.1kmを令和8年度までに耐震化を図ることを目標としています。



送水管布設替工事の施工状況（多気町）

(イ) 老朽化対策

a 施設の長寿命化

将来にわたり水道施設の機能を維持していくには、的確に維持管理・更新を行い、中長期的なトータルコストを縮減していく必要があります。

このため、適切な保守点検を行うとともに、安全性や経済性をふまえつつ、損傷が軽微である早期段階で予防的な修繕を実施していく「予防保全型維持管理」を推進し、施設の長寿命化を図っています。



搬出中の高野浄水場送水ポンプ設備（津市）

b 電気・機械設備

更新時期を迎える電気・機械設備については、平成29年度から令和8年度までの10年間で157設備の更新を目標としており、定期的な点検を通して劣化・損傷の程度を把握し、個々の設備の耐用年数、劣化状況等を総合的に判断して更新することとしています。



更新中の高野浄水場受変電設備（津市）

(ウ) 風水害対策

浸水対策及び土砂災害対策については、対応が必要な9施設（工業用水道との共有施設1施設を含む）の対策を進めています。

長時間停電対策については、災害時において非常用発電設備を72時間程度運転できる燃料を貯留することとし、非常用発電設備の更新に合わせて対応することとしています。



浸水対策工事を実施する高野浄水場取水沈砂池（津市）

(エ) 拡張事業（未整備分）

北中勢水道用水供給事業（北勢系長良川水系・中勢系長良川水系）は、受水市町からの要請を受け、県（環境生活部）が策定した「北部広域圏広域的水道整備計画」（平成20年3月改定）に基づき、当庁が実施しています。

当該計画上、未整備となっている取水・導水施設の整備については、令和9年度の供用開始に向けて取り組んでいます。

ウ 健全な事業運営の持続

社会環境等の変化に柔軟に対応し、健全かつ安定した事業運営を持続していくため、アセットマネジメント手法による中長期的な視点を持った資産管理を実践するとともに、施設規模の適正化、広域連携などについて検討していきます。

【成果指標】

経営計画最終年度（令和8年度）の目標値は、次のとおりです。

経営目標	成果指標	令和8年度 目標値
安全でおいしい水の供給	①水質基準適合率（%）	100
	②総トリハロメタンの管理目標値達成度（%）	100
	③カビ臭物質の管理目標値達成度（%）	100
	④臭気強度の管理目標値達成度（%）	100
強靱な水道の構築	⑤浄水場浄水処理施設の耐震化率（%）	100
	⑥調整池の耐震化率（%）	85.7
	⑦管路の耐震適合率（%）	70.0
	⑧設備の更新率（%）	100
	⑨給水障害発生件数（件）	0
健全な事業運営の持続	⑩給水原価（円/m ³ ）	115.0
	⑪経常収支比率（%）	100以上

※成果指標の説明

①水質基準適合率

水道法の水質基準に関する全検査数のうち、適合している割合

②総トリハロメタンの管理目標値達成度

水道水の安全性に関する指標のうち、総トリハロメタン（水質基準値 0.1mg/L以下）について、浄水及び分水の毎月の検査結果が独自に定めた管理目標値である「0.05mg/L以下」を達成した割合

③カビ臭物質の管理目標値達成度

水道水のおいしさに関する指標のうち、カビ臭物質（ジェオスミン及び2-MIBの2項目、共に水質基準値 0.00001mg/L以下）について、浄水及び分水の毎月の検査結果が独自に定めた管理目標値である「0.000008mg/L以下」を達成した割合

④臭気強度の管理目標値達成度

水道水のおいしさに関する指標のうち、臭気強度（国の水質管理目標値3以下）について、浄水及び分水の毎月の検査結果が独自に定めた管理目標値である「2以下」を達成した割合

⑤浄水場浄水処理施設の耐震化率

浄水場における浄水処理施設（49施設）のうち耐震化する施設数の割合

⑥調整池の耐震化率

調整池（14施設）のうち耐震化する施設数の割合

⑦管路の耐震適合率

管路総延長（約430km）のうち耐震適合性のある管路延長の割合

⑧設備の更新率

更新対象設備（157設備）に対する更新する設備数の割合

⑨給水障害発生件数

当庁に起因する事故により、住民（受水市町のうち用水供給から給水を受けている住民）への給水支障が生じた件数

なお、水質事故や漏水等が発生した場合においても、住民に支障が無い場合は給水障害としない。

⑩給水原価

有収水量1m³を作るために要する費用

{経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋長期前受金戻入)} ÷ 有収水量

⑪経常収支比率

給水収益や繰入金等の収益で、維持管理費等の経常経費をどの程度賄えているかを示す指標
 経常収益 ÷ 経常費用 × 100

【参考】 水道料金（水道用水料金）の算定方法と総括原価方式

当庁の水道用水供給に係る水道料金は、全国の各水道事業者が料金算定の指針としている「水道料金算定要領」（公益社団法人 日本水道協会）に基づき、総括原価方式により算定しています。

1. 総括原価方式

料金算定期間中の料金総収入額が、適正な総括原価（資本費及び維持管理費）と等しくなるよう料金を算定すること。

2. 料金算定期間

5年間（次期：令和9年度～令和13年度）

3. 料金体系

(1) 水系別：木曾川水系、三重水系、北勢系長良川水系、中勢系（雲出川水系、長良川水系）、南勢志摩水道

(2) 二部料金制

① 基本料金：水使用の有無にかかわらず定額で徴収する料金

② 使用料金：従量料金、実使用水量に単位水量当たりの価格を乗じて算定し徴収する料金

4. 使用料金の平準化

複数の水系を利用する受水市町の利便性等を考慮し、平成22年度より全水系の使用料金を39円/m³に統一して平準化を図っています。

5. 算定方法（基本料金）

$$\frac{\text{総括原価}^{(1)} - (\text{使用料金 } 39 \text{ 円} \times \text{使用水量}^{(2)})}{\text{基本水量}^{(3)} \times 12 \text{ 月} \times \text{算定期間}} = \text{基本料金 (円/m}^3 \cdot \text{月額)}$$

(1) 総括原価

① 資本費（施設の建設・改良に要した費用）

支払利息、減価償却費、資本造成費

② 維持管理費（営業費用）

人件費、動力費、薬品費、修繕費、委託料、負担金、市町村交付金、物件費 等

(2) 使用水量

各受水市町の給水受給計画を基に算定した水量

(3) 基本水量（一日最大給水量）

各水系の施設整備にあたり、各受水市町が申し込んだ水量

原価計算の費目について

当庁の水道用水料金の原価を構成する費用項目については、法定の勘定科目及び水道料金算定要領に基づき、以下のように設定しています。

1. 資本費

用水供給事業に係る施設（取水導水、浄水、配水等）の整備に要した費用に相当するもの。

(1) 支払利息

施設整備のため借り入れた企業債の利息や一時借入金利息。

(2) 減価償却費

稼働固定資産の法定耐用年数に応じて、定額法により算出。

(3) 資本造成費

算定期間中に減価償却費を超える企業債の元金償還額がある場合、その差額により算出。

2. 維持管理費

既存の施設を維持管理するために必要とする費用。資本費として算定する減価償却費を除く営業費用に相当するもの。

(1) 人件費

従事する職員の給料、手当、法定福利費、退職給付費等の合計額を、算定期間中の所要人員に1人当たりの平均所要額を乗じて算出。

(2) 動力費

施設や機械装置等の運転等に必要な電気料金。実績等を基に施設別に原単位（1 m³当たりの電力単価）を算出し、各使用見込水量に基づき算出。

(3) 薬品費

塩素等、浄水や配水に要する薬品費。実績を基にした薬品別の単価に、各使用見込水量や注入率に基づき算出。

(4) 修繕費

稼働固定資産に、現行算定期間の執行実績額から算出した平均修繕費率を乗じて算出。

(5) 委託料

施設の運転管理、管路保守、警備、浄水汚泥処分、設備保守点検等の委託料。契約実績等を基に算出。

(6) 負担金

ダム等水源の管理費等に係る負担金。水源管理者への聴き取り等により算出。

(7) 市町村交付金

固定資産税相当額、「固定資産等所在市町村交付金法」に基づき算出。

(8) 物件費

旅費、備消耗品費等の需用費、通信運搬費等の役務費、固定資産の除却損費 等

2 工業用水道事業

(1) 運営状況

本県の工業用水道事業は、北伊勢臨海部の石油化学を中心とする工業の発展に伴う水需要増大や、地盤沈下に対する地下水代替用水確保の必要性の高まりから、昭和31年に四日市工業用水道の給水を開始して以来、北伊勢工業用水道第1期から第4期事業へと拡張を重ねてきました。

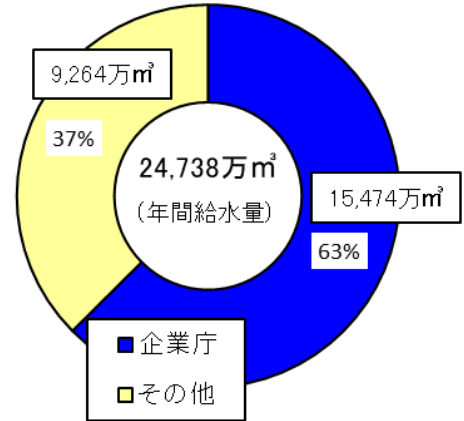
この間、他の地域でも事業を進め、昭和38年には松阪工業用水道事業、昭和46年には中伊勢工業用水道事業の給水を開始しました。

令和8年4月1日現在の給水能力は、一日あたり911,500m³で、県内の95社107工場に工業用水を給水しています。

令和5年の企業庁の給水量は1億5,474万m³で、県全体の工業用水使用量2億4,738万m³(注)の63%を占めています。

(令和7年の企業庁の給水量は1億5,502万m³)

県内工業用水の使用量に
企業庁の水が占める割合
(令和5年実績)



(注) 総務省・経済産業省「2024年経済構造実態調査結果(R7.8.29公表)」より

工業用水道事業の概要【営業関係】

(令和8年4月1日現在)

事業名	給水区域	給水工場数	水源 <浄水場>	給水能力 (m ³ /日)	契約水量 (m ³ /日)	給水開始 年月日	工期	事業費 (千円)
北伊勢工業用水道事業	桑名市 四日市市 鈴鹿市 津市 朝日町 川越町	71社81工場	長良川 三重用水 <沢地> 員弁川 <伊坂> 木曾川総合 用水 (岩屋ダム) <山村>	(1,000,000) 840,000	706,140	昭和31年 4月1日	昭和 28年度～	(14,270,826) 63,147,035
中伊勢工業用水道事業	津市	17社19工場	雲出川 (君ヶ野ダム)	(50,000) 33,000	17,300	昭和46年 5月1日	昭和 44年度～	(429,110) 5,200,000
松阪工業用水道事業	松阪市	7社7工場	櫛田川	(38,500) 38,500	38,500	昭和38年 10月15日	昭和 36～62年度	908,208
合計		95社107工場		(1,088,500) 911,500	761,940			(14,699,936) 69,255,243

※ ①給水能力の()内は全体計画量、事業費の()内は水源負担額(外数)

②給水区域は、現在給水している区域

③中伊勢工業用水道事業、松阪工業用水道事業は浄水場なし

④給水工場数の合計は、各事業別の数を積み上げたもの

工業用水道事業の概要【確保水源】

(令和8年4月1日現在)

事業名	計画給水区域	水源	計画給水量 (m ³ /日)	工期	事業費
鈴鹿工業用水道事業	四日市市 鈴鹿市	三重用水	4,800	(三重用水) 昭和39年度 ～ 平成4年度	(三重用水) 約30.1億円
長良川河口堰関連 工業用水道事業 (仮称)	北勢地域	長良川 (長良川河口堰)	515,000	(長良川河口堰) 昭和43年度 ～ 平成6年度	(長良川河口堰) 約266.3億円
計	—	—	519,800	—	約296.4億円

(2) 料金

本県の工業用水道料金は、基本料金と使用料金からなる2部料金制を採用しています。工業用水道料金は、原則、5年ごとに見直しを行っており、北伊勢及び松阪工業用水道については、令和8年4月に料金単価の改定を行っています。

基本料金・・・「基本使用水量 (m³/日)」(契約水量) にその月の日数を乗じて得た水量に「基本料金単価 (円/m³)」を乗じて得た金額
 使用料金・・・「使用水量 (m³/日)」(基本使用水量から休止水量^注を減じた水量) にその月の日数を乗じて得た水量に「使用料金単価 (円/m³)」を乗じて得た金額

注) 休止水量・・・使用量が少ない時期等に休止水量を申請していただくことにより、その分の使用料金を減額。休止水量変更時期は年4回(5月、8月、11月、2月)

※詳細は、参考「工業用水道料金の算定方法(総括原価方式)」を参照(P26)

料金表(令和8年4月1日現在)

(単位: 円/m³)

	北伊勢工業用水道	中伊勢工業用水道	松阪工業用水道
基本料金単価	16.8	27.4	18.5
使用料金単価	6.0	2.0	2.1

※ 料金算定期間: 令和8年度～令和12年度

(3) 経営目標

「三重県企業庁経営計画」では、事業を取り巻く環境変化を的確にとらえ、将来にわたって県民のくらしの安全・安心の確保や地域経済の発展に貢献していくよう、次の経営目標を設定し、取組を推進していくこととしています。

ア 強靱な工業用水道の構築

南海トラフ地震など大規模地震が発生した場合にも被災を最小限にとどめることができるよう、主要施設等の耐震化を進めるとともに、工業用水を安定して供給できる状態を維持するため、経年劣化した施設の更新などの老朽化対策に加え、風水害対策に取り組み、強靱な工業用水道の構築をめざします。

イ 健全な事業運営の持続

工業用水は産業活動にとって基礎的な要素であり、地域産業の振興、地域経済活性化のために必要不可欠なものであることから、社会環境等の変化に柔軟に対応し、将来にわたり健全かつ安定した事業運営の持続をめざします。

(4) 経営目標達成に向けた取組

ア 強靱な工業用水道の構築

(ア) 耐震化

a 応急復旧期間の目標

大規模地震による被災後の工場の操業については、水道、道路等の社会基盤が復旧してから開始されると考えられることなどから、被災後の応急復旧期間の目標を「6週間以内」としています。

b 主要施設

浄水場の浄水・排水処理施設や配水池等の主要施設49施設のうち、令和8年度までに47施設の耐震化を図ることを目標としています。



耐震化が完了した伊坂浄水場（四日市市）

(イ) 老朽化対策

a 施設の長寿命化

将来にわたり工業用水道施設の機能を維持していくためには、的確に維持管理・更新を行い、中長期的なトータルコストを縮減していく必要があります。

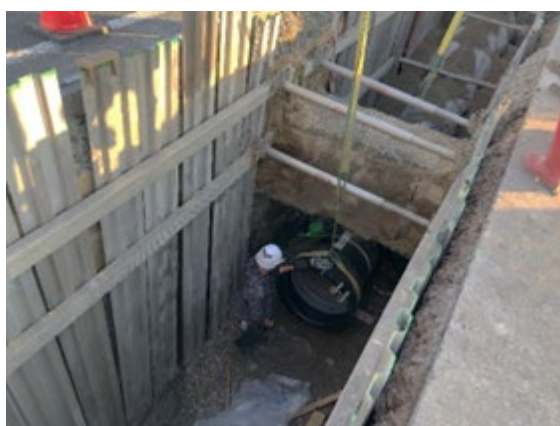
このため、適切な保守点検を行うとともに、安全性や経済性をふまえつつ、損傷が軽微である早期段階で予防的な修繕を実施していく「予防保全型維持管理」を推進し、施設の長寿命化を図っています。



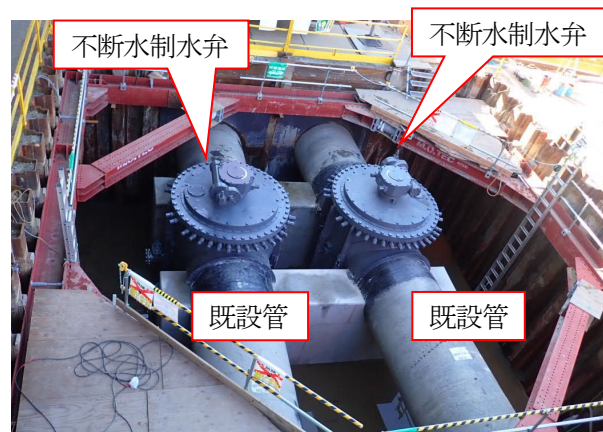
分解点検中の山村ポンプ所 取水ポンプ設備（四日市市）

b 管路

管路総延長約350 kmのうち、老朽化した管路の中でも特に重要度の高い主要幹線などを優先して、平成29年度から令和8年度までの10年間で約22.1 kmの管路の更新および69基の制水弁の取替えを目標としています。



配水管布設替工事の施工状況
（鈴鹿市）



不断水工法による制水弁取替工事の施工状況
（桑名市）

c 電気・機械設備

更新時期を迎える電気・機械設備については、平成29年度から令和8年度までの10年間で129設備の更新を目標としており、定期的な点検を通して劣化・損傷の程度を把握し、個々の設備の耐用年数、劣化状況等を総合的に判断して更新することとしています。

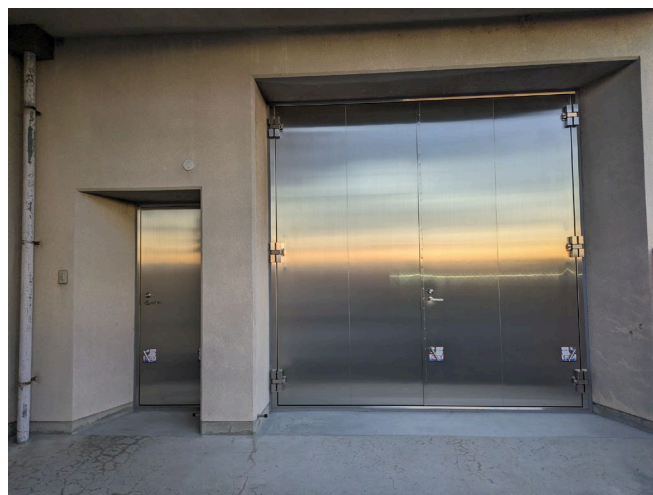


更新が完了した山村ポンプ所 電気設備（四日市市）

(ウ) 風水害対策

浸水対策については、対策が必要な7施設（水道との共有施設1施設を含む）のうち、5施設の対策を進めています。

長時間停電対策については、災害時において非常用発電設備を72時間程度運転できる燃料を貯留することとし、非常用発電設備の更新に合わせて対応することとしています。



防水扉設置が完了した長太加圧ポンプ所（鈴鹿市）

イ 健全な事業運営の持続

社会環境等の変化に柔軟に対応し、将来にわたり健全かつ安定した事業運営を持続していくため、工業用水の需要拡大に繋がる取組を行いつつ、的確な水需要予測やアセットマネジメント手法による中長期的な視点を持った資産管理を実践するとともに、施設規模の適正化などについて検討していきます。

【成果指標】

経営計画最終年度（令和8年度）の目標値は、次のとおりです。

経営目標	成果指標	令和8年度 目標値
強靱な工業用水道の構築	①主要施設の耐震化率（%）	95.9
	②浄水場浄水処理施設の耐震化率（%）	100.0
	③制水弁の更新率（%）	100.0
	④管路の耐震適合率（%）	66.9
	⑤設備の更新率（%）	100.0
	⑥給水障害発生件数（件）	0
健全な事業運営の持続	⑦給水原価（円/m ³ ）	35.4
	⑧年間給水量（百万m ³ ）	213
	⑨経常収支比率（%）	100以上

※成果指標の説明

①主要施設の耐震化率

浄水場の浄水・排水処理施設や配水池等（49施設）のうち耐震化する施設数の割合

②浄水場浄水処理施設の耐震化率

浄水場における浄水処理施設（25施設）のうち耐震化する施設数の割合

③制水弁の更新率

更新対象制水弁（69基）に対する更新する制水弁数の割合

④管路の耐震適合率

管路総延長（約350km）のうち耐震適合性のある管路延長の割合

⑤設備の更新率

更新対象設備（129設備）に対する更新する設備数の割合

⑥給水障害発生件数

企業庁に起因する事故により、ユーザーへの給水支障が生じた件数

なお、漏水等が発生した場合においても、ユーザーに実害が無い場合は給水障害としない。

⑦給水原価

有収水量1m³を作るために要する費用

{経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋長期前受金戻入)} ÷ 有収水量

⑧年間給水量

1日あたりの基本水量から休止水量を減じて得た水量を1年間分積み上げた水量

⑨経常収支比率

給水収益や繰入金等の収益で、維持管理費等の経常経費をどの程度賄えているかを示す指標

経常収益 ÷ 経常費用 × 100

(参考) 工業用水道料金の算定方法 (総括原価方式)

当庁の工業用水道料金は、「工業用水道料金算定要領」(経済産業省)に基づき総括原価方式により算定しており、基本料金と使用料金からなる2部料金制を採用しています。

1 基本料金 (固定的経費)

$$\text{基本料金 (円/m}^3\text{)} = \frac{\text{経費} + \text{減価償却費} + \text{支払利息} - \text{控除項目}}{\text{基本使用水量 (m}^3\text{/日)} \times \text{料金算定期間}}$$

- (注) ア 経 費： 人件費、修繕費、負担金など
イ 控 除 項 目： 長期前受金戻入、受取利息など

2 使用料金 (変動的経費)

$$\text{使用料金 (円/m}^3\text{)} = \frac{\text{動力費} + \text{薬品費} + \text{汚泥処理費}}{\text{使用水量 (m}^3\text{/日)} \times \text{料金算定期間}}$$

※使用水量 = 基本使用水量 - 休止水量

- (注) ウ 休 止 水 量： 使用者が企業庁に工業用水の使用の全部または一部の休止を申し出て、それを企業庁が承認した水量

3 超過料金

$$\text{超過料金 (円/m}^3\text{)} = (\text{基本料金} + \text{使用料金}) \times 2$$

4 料金算定期間

5年間を基本としています。

3 各事業の展開を支える取組

(1) 人材マネジメント

組織力の向上を図り、安全で安心な水供給サービスを持続可能にするため、人材確保や人材育成など中長期的な視点で人事施策を総合的に実施する人材マネジメントの取組を推進します。

多くの技術職員を必要とする当庁においては、人材の確保は喫緊の課題であることから、安定的に新規採用職員を確保できるよう、企業庁の仕事内容や魅力を積極的にPRしていきます。

また、高年齢層の職員が退職時期を迎える中、若手職員への技術継承や早期育成も課題となっています。ジョブローテーションによる技術力の習得を基本としつつ、若手職員等の自律的な学びを促進し、意欲や能力を最大限に発揮できるよう、人材育成の取組を進めていきます。



企業庁電気職員採用動画
(企業庁 Instagram より)

企業庁紹介パンフレット

(2) 危機管理

南海トラフ地震や近年頻発する自然災害、漏水事故など想定される危機への事前対策として、施設の耐震化や風水害対策、応急復旧用資機材の確保等に取り組むとともに、危機発生時に迅速かつ的確に対応できるよう、実践的な研修・訓練を行っています。

また、大規模災害が発生した場合においても早期復旧が可能となるよう、市町やユーザー、民間事業者などと連携した訓練を実施するとともに、相互応援協定等を締結する府県市と平時から応援体制や備蓄資機材等に関する情報共有を行っています。



大規模災害発生時の対応訓練



受水市町と連携した応急給水訓練

(3) 地域貢献

県民の皆様に、企業庁の役割や事業内容、水の大切さを知っていただくため、播磨浄水場など企業庁が管理する5箇所の浄水場で施設見学の受入れを行っています。施設見学では浄水場内の見学に加えて水をきれいにする模擬実験などを行い、令和7年度については3,800人を受入れています。

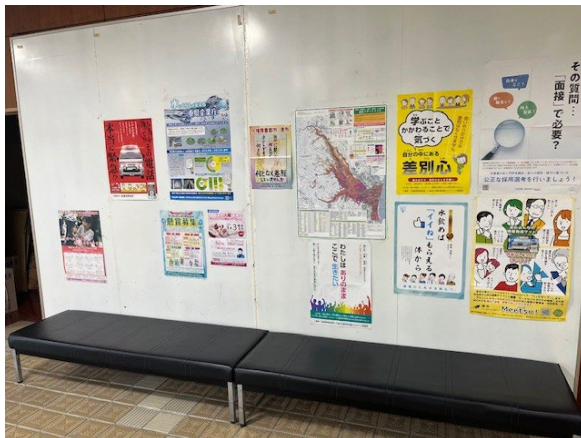
また、企業庁の安全・安心な水の安定供給に関する取組を知っていただく機会を提供するため、受水市町や工水ユーザーと協働して、広報活動を行っています。



浄水場見学の様子



水をろ過してきれいにする模擬実験



市役所におけるポスター掲示

災害に強く、信頼される水道を目指して

近年、水害等の破壊による大規模な漏水事故が発生するなど、水道管の老朽化が社会的課題となっています。水道管の老朽化は、河川の洪水、管陥没などにもつながります。水道水の安定供給を確保するための本物の取り組みを紹介します。

老朽化の現状

本市の水道管は、昭和40～50年代に敷設されたものが多く、平均50年を超えているものも数多くあります。水道管のうち、当該期間内敷設された割合である割合(管路老朽化率)は、令和6年度末で36.7%(令和5年度末34.4%)です。老朽化が進むと、水道管に穴が開くなどにより、漏水事故が発生する可能性があります。

計画的な更新で、より安定した水道水の供給を

本市では、水道管の更新を計画的に進めています。老朽化した水道管を更新する際には、地震などの災害が発生した場合でも、水道水を安定的に供給できるよう、「デジタル管路管」などの、災害に強く長く使用できる管路に切り替えています。

水道管の更新には多額の費用がかかりますが、令和7年度予算で約33億円を投入しています。老朽化対策、管路更新を進めて災害に強く、信頼される水道を目指します。

ご存知ですか？

本市の水道水の約4割が三重県企業庁から供給されています。

本市だけでなく、三重県企業庁も、水道水の安定供給を目的に、水道管などの管路の更新、老朽化対策に力を入れています。

●この記事についてお問い合わせ先 ● 企業庁 上下水道経営企画課 ☎ 354-8353 FAX 354-8249

8 No.1992 令和7(2025)年12月上旬発行

市広報における企業庁PR

【資料】

企業庁事務分掌（本庁）

本庁職員数（管理者除く）	51人
--------------	-----

庁長

生川 哲也

副庁長

中根 真由美

（電話：059-224-2821）

企業総務課

13人

課長 小西 広晃

（電話：059-224-2822）

企画総務班

5人

重要施策・重要事業の企画調整に関すること
 県議会に関すること
 広聴広報に関すること
 福利厚生に関すること

人材マネジメント班

4人

組織定数及び人事に関すること
 給与に関すること
 人材育成に関すること
 法令に関すること

経営改革推進班

3人

経営計画の推進に関すること
 経営改革の推進に関すること
 危機管理に関すること
 品質管理に関すること

企業財務課

11人

課長 杉山 雅一

（電話：059-224-2829）

経理班

4人

経理に関すること
 決算に関すること
 料金算定に関すること

予算・資産班

6人

予算に関すること
 固定資産管理に関すること

経営改革・危機管理監

黒川 有一

（電話：059-224-2822）

経営改革及び危機管理に関すること

